

平成18年度 住民税が変わります 各種控除などが変更・廃止

平成18年度の市・県民税(住民税)申告、平成17年分の所得税の確定申告の受け付けが2月16日から始まりです。

これまでの税法改正で、定率減税の縮小や65歳以上の人に対する計算方法など、税制度が大きく変わりました。主な改正内容は図の通りです。

特に65歳以上の人については、今回から市・県民税の申告や所得税の確定申告が必要となる場合があります。該当する人は、控除を受けるための社会保険料や生命保険料などの証明書を留意して申告してください。

なお、合併に伴い、申告会場や日程などが変更となる場合があります。詳しくは、今後の本紙・支所だよりに掲載します。

問い合わせ先 市・県民税：市民税課(☎内線2316) 2326、所得税：新潟税務署(☎229・2151)

◆65歳以上の人の公的年金等の所得計算が変更

●65歳以上の人の年金収入を雑所得に直す計算式が、以下のように変更されます

公的年金等収入額(A)	公的年金等の雑所得	公的年金等収入額(A)	公的年金等の雑所得
260万未満	(A)-140万	330万未満	(A)-120万
260万～460万未満	(A)×0.75-75万	330万～410万未満	(A)×0.75-37.5万
460万～820万未満	(A)×0.85-121万	410万～770万未満	(A)×0.85-78.5万
820万以上	(A)×0.95-203万	770万以上	(A)×0.95-155.5万

(例) 年金収入300万円に対する雑所得
 $3,000,000 \times 0.75 - 750,000 = 1,500,000$ 円

(例) 年金収入300万円に対する雑所得
 $3,000,000 - 1,200,000 = 1,800,000$ 円

◆老年者控除が廃止

●65歳以上で合計所得が1,000万円以下の人に適用されている老年者控除が廃止されます

65歳以上で、年金の収入などから算出した合計所得が1,000万円以下の方は、社会保険料の控除・生命保険料の控除などとともに**住民税は48万円**が、老年者控除としてさらに控除できました

平成18年度の申告から、老年者控除は、廃止されます

※ことしから年金支払時に**所得税が源泉徴収**されている人は、社会保険料控除(国民健康保険料など)・生命保険料控除・扶養控除などを、**所得税の確定申告で申告**すると還付が受けられる場合があります

●65歳以上で前年の合計所得が125万円以下の人に対する非課税措置が廃止されます

65歳以上で、合計所得が125万円以下の人(年金収入のみの場合266万6,667円以下)については、市・県民税が課税されませんでした(所得税は適用なし)

64歳以下の人と同じように、税額が計算されます
 ただし、**昭和15年1月2日以前**に生まれた人で、合計所得が125万円以下の方は経過措置として、平成18年度分の所得割・均等割については税額の3分の1、平成19年度は税額の3分の2の課税となります

◆市・県民税の定率控除が今までの2分の1に縮小

●定率控除は、景気対策のため平成11年から実施されていましたが、平成18年度(平成17年分所得)分は、今までの2分の1に縮小されます

市・県民税の税額から15%を控除
(限度額4万円)

市・県民税の税額から7.5%を控除
(限度額2万円)

職業観をはぐくむために

職場体験学習発表会

11月30日、「キャリア・スタート・ウィーク」事業実践校による発表会があり、会場の音楽文化会館には、教育関係者ら約250人が参加しました。

キャリア・スタート・ウィークとは、中学生が職場体験を通じて、職業観や勤労観をはぐくむ方法を研究するもの。発表

会では、市内10校の実践校を代表し、中野小屋中学校の生徒8人が職場体験学習の成果を、「仕事をスムーズに進めるには、協力することが大切だと感じた」「働くことの意味や責任の重さ、やりがいなど多くを学んだ」と述べました。

生徒の意識がどのように変化したのか、体験発表やアンケート結果を基に、上越教育大学の三村隆男助教授が解説、「仕事は特別なものではなく、生活の延長線上にある身近なものとして感じてもらいたい」と語りました。

引き続き行われたシンポジウムでは、保護者、企業関係者、教員などが意見交換を行い、「中学生のころから職業意識を高めることが大切」「家庭内でも子どもに役割を

大学での職場体験を発表する生徒たち

持たせることが必要」との発言がありました。

問い合わせ 学校指導課(☎内線3246)へ

新潟・黒埼地区

年末・年始のごみ収集 マナーを守りましょう

よりで確認するか、支所へ問い合わせてください。

◆燃える・燃やせるごみ特別収集
 12月31日に、燃えるごみ(新潟)・燃やせるごみ(黒埼)の特別収集を行います。持ち出し時間は次の通りです。

この日は、そのほかのごみは収集しません。

持ち出し時間 新潟：午前9時～午後9時
 前収集地区：午前9時～午後9時
 黒埼支所(☎377・3101)

◆新年は4日から収集
 ※12月30日までは通常通り収集

燃える・燃やせるごみ
 月・水・金曜の地区：1月4日から▽火・木・土曜の地区：1月5日からそのほかの地区 1月4日から「家庭ごみ収集カレンダー」の通り収集

問い合わせ先 廃棄物対策課(☎内線2754)、黒埼支所(☎377・3101)

水道管の凍結に注意 冬支度はお早めに

気温がマイナス3度以下になると、水道管が凍結しやすくなります。

水道管が屋外に設置してあったり、屋内でも北向きや風当たりの強い所に設置してある場合は、特に注意が必要です。

年末年始に帰省や旅行などで長期間留守にする場合は、メーターボックス内の止水栓を必ず閉めてからお出掛けください。

賃貸住宅の所有者は、貸家の水道管にも気を付けてください。

入居者がいない家屋で水道管が破裂すると、周囲に迷惑が掛かることもありますので、早めに点検しましょう。

凍結予防として、保温材や凍結防止ヒーターの取り付けをお勧めします。取り付けの場合は、市指定給水装置工事業者へ申し込んでください。

問い合わせ 水道局維持管理課(☎266-9311)へ

火災に注意 一人ひとりの心掛けが大切

ことし、市内で発生した火災件数は、11月末現在で142件。昨年の同時期と比較すると、9件減少していますが、死者の数は12人で昨年より1人増加しています。

ことしの火災の発生原因で最も多いのは、たばこで21件。次いで放火および放火の疑いで17件、こんろ16件、ストーブ13件となっています。

これからの時節は、各家庭で暖房器具をはじめとする火の使用が多くなり、火災発生の危険が増すことから、消防局では「歳末防災強調運動」を実施しています。火の取り扱いには十分注意してください。

◆家庭でできる火災予防

- ・ストーブの火を付けたまま給油をしない
- ・ストーブに燃えやすいものを近づけない
- ・洗濯物をストーブの上に干さない
- ・たばこの火は完全に消してから捨てる
- ・こんろのそばを離れる時は必ず火を消す
- ・家のまわりに燃えやすいものを置かない

問い合わせ 消防局予防課(☎223-9233)へ

家庭園芸

ハボタンの寄せ植え

幾重にも重なる葉がボタンのようにだと名付られたハボタンは、大きさ・形とも多種多様に出回っています。

数株を寄せて植えたリ、パンジーやガーデンスクラメンなどと、寒さに強い植物と組み合わせると、冬枯れの季節に彩りを添えてくれます。根を崩さないように植え付け、水は乾いてから午前中に与えます。耐寒性はありますが、やはり花が咲きます。

園芸センターでは園内

また、温室ではクリスマスに向けて飾り付けをし、シクラメンやポインセチアなど色とりどりの冬の植物たちでにぎわっています。さらに園内の樹木は冬囲いをして、厳しい冬へ向けて準備は万全です。皆さんの来園をお待ちしています。

問い合わせ 同センター(☎286・1034)へ